

2011年4月27日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会（IASB）公開草案
（金融資産と金融負債の相殺）に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会（IASB）が公表した公開草案「金融資産と金融負債の相殺」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

1. 全般的なコメント

我々は、金融危機の際のデリバティブ取引およびレポ取引についての財務諸表表示および開示の不十分さを改善する観点から、IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）の両審議会での検討を進めた結果として、今回の公開草案が提案されたと理解している。

しかし、デリバティブおよびレポ取引について改善が主要な目的であったにもかかわらず、財務諸表表示や注記の範囲を拡大した結果、大きな実務負担が生じる結果となっている。

かかる状況を踏まえ、今回の公開草案で要求している開示項目を簡素化するとともに、総額表示を原則としつつ、任意での純額表示の許容等の公開草案の修正を要望する。

2. 公開草案の各質問に対するコメント

質問1——相殺の要件：無条件の権利及び純額で又は同時に決済する意図

本提案では、企業が金融資産と金融負債を相殺する無条件の法的に強制可能な権利を有し、かつ、次のいずれかを意図している場合に、認識された金融資産と認識された金融負債を相殺することを企業に要求することとなる。

- (a) その金融資産と金融負債を純額で決済する。又は、
- (b) その金融資産の実現と金融負債の決済を同時に行う。

この要求事項案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような要件を提案するか。その理由は何か。

質問2——無条件の相殺権はすべての状況において強制可能でなければならないこと

金融資産と金融負債は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利の対象となっている場合にのみ、相殺しなければならないと提案されている。本提案は、無条件の法的に強制可能な相殺の権利とは、すべての状況において強制可能（すなわち、通常の事業の過程においても、取引相手先の債務不履行、支払不能又は破産の場合においても強制可能）であり、かつ、行使可能かどうかは将来の事象に左右されないものであると明示している。この要求事項案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような提案をするか。その理由は何か。

(回答骨子)

質問1および質問2について同意しない。一定の要件を満たした場合に相殺が強制される状況では、全ての取引に関して相殺の要件を満たすか否かを検討する必要がある、大きな実務負担が発生する。したがって、本公開草案の原則¹どおり、財務諸表上は金融資産および金融負債は、総額表示を原則とし、いくつかの科目については、任意での相殺を容認すべきと考える。具体的には、有価証券約定未収金・未払金および委託取引に係る約定見返勘定について、任意での相殺を許容すべきと考える。

(理由)

本公開草案にもとづく、金融資産、金融負債について、各取引が相殺の

¹ BC16：したがって、両審議会がくださった結論は、金融資産と金融負債の相殺は、一般的には、「概念フレームワーク」に示されている財務報告の目的に合致しないため、金融資産と金融負債は、一般的には、財政状態計算書において総額で表示すべきだということである。

条件を充足しているか否か、条件付で相殺する可能性があるか等について、個々の取引の法的関係や決済手続を網羅的に調査して再確認し、さらに開示・注記すべき金額の算出のために法的関係や金融商品別・顧客別の取引金額を把握する必要が発生する。例えば、邦銀における一般的な「銀行取引約定書」の一部分を要約すると、「様々な理由によって、甲（債務者）が乙（銀行）に対する債務を履行しなければならない場合には、乙は、その債務と甲の預金その他乙に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとする。」と定めている。これは、「同一顧客に対する銀行の貸出金と預金に関する条件付での相殺」と考えられ、開示対象になると考えられる。一方で、これは、銀行取引をしている顧客ほぼ全てに当てはまる。邦銀では多数の顧客と預金、貸出金の取引を行うとともに、他にも外国為替業務などの取引も行っており、契約書が別々になっている場合も多い。これらについて、本公開草案の求める相殺条件への適合性を検討して、財務諸表表示を決定し、そのうえで開示を行うことは余りに負担が大きいと考える。コスト・ベネフィットの観点からも、システム開発等の負荷に見合った有用な開示になるとは考えづらい。他の例としては、清算機関における決済条件等まで個々に検討する必要が生じる。こうした取引関係の再確認は相当程度の負担が発生するとともに、開示対応のためにも、システム構築等の負担が必要となることから、IFRS、U.S. GAAP を使用していない多くの邦銀にとっては負担が過大になる。

また、1つの勘定科目内に純額・総額表示が混在することにより、企業の実態を正確に財務諸表に反映しない可能性も考えられる。一般的に株式の取引については、日本証券クリアリング機構（JSCC）を経由する取引と経由しない取引があり、前者は相殺の対象となると考えられる。その一方で、後者は、同様のビジネスモデルの範疇でありながら、相殺の対象とはならず、総額表示の対象となる。このような状況は、企業の実態を正確に反映しているとは言えず、さらに行内における株式等の管理システムの改定等が必要になり、有用ではない情報のために、追加的なシステム投資が必要になると考える。

上記を踏まえると、総額表示を原則とし、以下の項目について、任意での相殺を許容することで、より実務的な会計基準になると考えられる。

（個別論点：有価証券約定未収金・未払金）

今回の公開草案では、日本基準上、純額表示を行っている有価証券約定未収金・未払金総額あるいは総額表示の検討対象となる。しかしながら、当該

科目については、相殺の要件を確認することなく、純額表示を任意で認めるべきと考える。

まず、有価証券約定未収金・未払金²は決済のタイミングだけを理由に発生するものであり、有価証券の売買の計上のタイミングを約定日基準から受渡日基準に変更することにより、計上を回避できる項目である。さらに、これらの未収金・未払金は、金融危機時においても、特段問題なく、決済されている。

今回の改正が意図された目的は、金融危機の際に問題になった、デリバティブやレポ取引の取扱いのコンバージェンスであり、それらと関係のない有価証券約定未収金・未払金については、上記を踏まえ、個別に債権債務関係を確認することなく、任意での相殺を容認していただきたい。

(個別論点：委託取引)

日本基準上、顧客のために行う委託取引は、その手数料を約定日に計上する以外特段の経理処理は発生しない。一方、本公開草案では、取引所に対して対峙し、責任を果たすのはあくまで証券会社と考え、約定時に取引所と顧客双方に対して約定見返勘定を同額計上すべきという見解があり、それに従うと、借方、貸方約定見返勘定が同額計上されたあと、相手先ごとに相殺の可能性を検討する必要がある。しかし、収益認識³における本人・代理人の議論にこの状況を当てはめた場合には、委託取引は証券会社が行う、顧客の代理取引であり、代理人の考え方が適用可能と考える。この考え方にもとづけば、当然に相殺をするのが必然ということになる。個別に債権債務関係を確認するのは、実務上極めて負担感が大きいこと、そして収益認識の議論も踏まえたうえで、委託取引つまり顧客の代理で行うと考えられる取引については、任意での相殺を容認していただきたい。

質問3——多元的な相殺の取決め

本提案では、相殺の要件を満たす相殺契約（双務的なものと多元的なものの両方）について相殺を要求することとなる。相殺の要件は相殺契約のうち双務的なものと多元的なものの両方に適用すべきであることに同意するか。同意しない場合、理由は何か。これの代わりにどのような提案をするか。その理由は何か。多元的な相殺の権利が存在するかもしれない一般的な状況としては、どのようなものがあるか。

² P6 をご参照

³ 顧客との契約から生じる収益 (ED/2010/6)

(回答骨子)

同意する。

質問 4——開 示

第 11 項から第 15 項の開示要求案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。それらの要求事項についてどのような修正を提案するか。その理由は何か。

(回答骨子)

同意しない。相殺要件に合致した結果として、相殺を財務諸表表示上実施した項目について総額に関する注記を記載することで十分と考える。

(理由)

本公開草案においては、財務諸表上の表示に係る相殺条件は IFRS をベースにしながらも、注記については、現行の IFRS、U. S. GAAP の両者でも求められる注記項目を統合し、開示することを求めている。結果として、現在 IFRS や IAS を使用している欧州企業に対しても、従来開示していなかった U. S. GAAP で求められている注記が必要になり、大きな開示の負担を強いることになっていると推測される。IFRS を適用しておらず、相殺に関して特段の開示を求められていない邦銀にとっては、極めて大きな負担となると考える。

また、日本基準では、相殺は任意であり、相殺の有無を特段注記していないが、今迄投資家等の財務諸表利用者から、金融資産、金融負債の相殺についての質問を受けた事例はなく、利用者側が、相殺に関連した開示について強い要望があるとは考えづらい。さらに、上記質問 1. 2 に対して回答したとおり、邦銀の顧客との取引が注記対象となった場合、注記として数十兆円という貸出金、預金の金額が記載されることが想定されるが、こうした開示が作成者にとって有益な情報とは考えづらい。

上記に加え、作成者に対して、本注記の作成が、様々な実務上の負担が発生することを踏まえると、相殺条件に合致した結果（あるいは任意で相殺した結果）として、純額表示を実施した件別についてのみの注記を実施すれば、公開草案の原則である財務諸表上は、総額表示という考え方を十分満たすと考える。相殺実施の有無および純額表示を行った科目の総額を開示することで、企業間の比較可能性は十分担保可能であると考える。

質問 5——発効日及び経過措置

- (a) 付録 A の経過措置案に同意するか。同意しない場合、理由は何か。それらの要求事項についてどのような修正を提案するか。その理由は何か。
- (b) 開示要求案を適用するために企業が合理的に必要とする期間の見積りを示していただきたい。

(回答骨子)

経過措置案に同意しない。適用時期および移行方法について、本年 1 月 31 日に IASB に提出した「発効日及び移行方法」の意見書（別添）に記載したとおり、企業の負担等を踏まえ、IFRS の公表後 5 年程度経過後を発効日とし、移行方法も非遡及とすべきであるとする。

3. 追加論点

(追加論点) 開示におけるバーゼルⅡとの整合性について

金融機関は、既にバーゼルⅡにおいて、信用リスク削減手法に関する事項として、適格金融資産担保の種類や金額等を開示している。バーゼルⅡでは、IFRSよりも広範囲にネットィング（相殺）を認めているため、本公開草案における相殺の要求事項とは大きく異なる点は理解できるが（結論の根拠 BC64～65）、相殺をバーゼルⅡベースと IFRS ベースでそれぞれ異なる基準により開示することは、作成者である金融機関の事務負担を重くするだけでなく、利用者に混乱を生じさせるおそれもある。

上記を踏まえ、できる限りバーゼルⅡの開示項目との整合性を図る、あるいはバーゼルⅡの開示を参照する形式を容認する等の手当てをお願いしたい。

以 上

(参考)

有価証券約定未収金・未払金に係る経理処理：

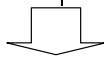
例：

X1年12月30日に有価証券1億2,000万円を購入する契約を締結した。また、同日、有価証券1億円を売却する契約を締結した。なお、実際の受渡しは市場慣行にもとづき、4営業日目のX2年1月2日に行われた。

・X1年12月30日(約定日)

(約定日基準)

有価証券	120百万円	有価証券約定未払金	120百万円
有価証券約定未収金	100百万円	有価証券	100百万円



有価証券	120百万円	有価証券約定未払金	20百万円
		有価証券	100百万円

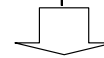
(受渡日基準)

仕訳なし	
------	--

・X2年1月2日(受渡日)

(約定日基準)

有価証券約定未払金	120百万円	現金等	120百万円
現金等	100百万円	有価証券約定未収金	100百万円



有価証券約定未払金	20百万円	現金等	120百万円
現金等	100百万円		

(受渡日基準)

有価証券	120百万円	現金等	120百万円
現金等	100百万円	有価証券	100百万円

(別添)

2011年1月31日

国際会計基準審議会 御中

全国銀行協会

国際会計基準審議会 (IASB) からの意見募集
「発効日と移行方法」に対する意見について

全国銀行協会 (全銀協) は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会からの意見募集に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。

本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

1. 全般的なコメント

今回意見募集の対象となっている全ての国際財務報告基準 (IFRS) を導入することは、子会社を含めた決算経理事務や収益管理方法、ビジネスモデルの見直しの検討が必要となり、また社内教育にも時間を要することを勘案し、

(1) 移行方法として非遡及とすること (質問4に対する回答)

(2) 適用日については早期適用を許容したうえで、公表後5年を経過した時期を目途に、一括導入すること (質問5、6に対する回答)

を要望する。

なお、適用日について、本来は今回の意見募集の対象となっている基準をいくつかにグルーピングしたうえで、段階的に導入することが望ましいが、業種ごとに状況が異なることから最適なグルーピングを定義することは難しい。よって、発効日まで十分な準備期間をとることおよび早期適用の許容を条件としたうえでの、一括導入を要望する。なお、早期適用については企業間比較可能性を担保するために、2年程度に限定することを合わせて提案する。

また、本邦では IFRS の任意適用が認められていることおよび強制適用が予定されていること踏まえて、初度適用に係る様々な負担軽減のために、初度適用企業に対して今回提案されている基準の異なる適用日および早期適用を認めるべきと考える。(質問8に対する回答)

2.公開草案の各「質問」に対するコメント

質問1：この意見募集に回答する企業（または個人）について説明してください。例えば、

- (a) 主として財務諸表の作成者、監査人、または投資者、債権者もしくは財務諸表のその他の利用者（規制者および基準設定者を含む）のいずれなのかを述べてください。また、主として作成、利用または監査する財務情報が、IFRSなのかUS GAAPなのか、あるいはその両方なのかも述べてください。
- (b) 財務諸表の作成者の場合には、主な事業、規模（従業員数または他の関連性のある指標）、および証券を取引所に上場しているかどうかを記述してください。
- (e) 新IFRS案のそれぞれにどの程度の影響を受けそうなのか、およびその影響の原因となる要因（例えば、財務諸表の作成者は自らの事業にとってのその取引の頻度または重要性を説明するかもしれないし、投資者および債権者は自分がフォローしている特定の業界にとってのその取引の重要性を説明するかもしれない）を記述してください。

(回答)

全銀協は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織で、日本の銀行界を代表する団体である。加盟銀行は約120行ⁱを数え、その多くが東京証券取引所を中心に上場している。

また、加盟銀行は、財務諸表作成者であり、そのほとんどの銀行が、現在、日本基準にもとづいて財務諸表を作成しているがⁱⁱ、本邦では、2012年中にIFRSを上場会社の連結財務諸表に強制適用するか否かを決定する予定であり、その場合は、早ければ2015年にも、強制適用が開始される予定となっている。

今回の意見募集の対象となっている会計基準の中には、金融商品・保険契約・リース等のように、銀行実務に大きな影響を及ぼす基準が存在する。その中でも、金融商品（IFRS第9号）は、銀行の財務諸表の太宗を占める金融商品に適用されることから、影響は最も大きいと考えられる。

今回の意見募集の対象となっている会計基準が影響を及ぼすと想定される邦銀の主要な貸借対照表科目とその計上額は表1のとおりであり、例えば、IFRS

ⁱ 加盟銀行の役員数は約1,700人、従業員数は約30万人である。

ⁱⁱ 一部の加盟行においては、日本基準に加えて、NYSE上場に関連して20-Fを作成するために米国基準あるいはIFRSで連結財務諸表を作成している。

第9号の「償却原価及び減損」に関連する貸出金は449兆円（85円／ドル換算で5兆ドル）と巨額である。

表1：全国銀行ベースの主要貸借対照表科目（全国銀行ベース、2010年3月末）

資産（単位：兆円）		影響される主な基準
有価証券	232	IFRS第9号：「分類及び測定」
併、株式	21	同上
貸出金	449	IFRS第9号：「分類及び測定」、「償却原価及び減損」
貸倒引当金	△6	
金融派生商品資産	14	IFRS第9号：「ヘッジ会計」
金融保証 (支払承諾義務見返)	17	IFRS第4号：「保険契約」

負債		影響される主な基準
預金	588	IFRS第9号：「分類及び測定」 (複合金融商品の会計処理)
社債	14	IFRS第9号：「分類及び測定」 (複合金融商品の会計処理)
金融派生商品負債	13	IFRS第9号：「ヘッジ会計」

(なお、全国銀行ベースの財務諸表全体については別添をご参照)

質問2：第18項の表に含まれているプロジェクトのみに焦点を当てると、
(a) 提案のうちどれが、提案についての学習、職員の教育、計画、導入その他の適応のために多くの時間を要する可能性が大きいですか。

(回答)

邦銀は、今後IFRSの強制適用への対応の検討を行っていくが、会計基準を日本基準からIFRSへ変更すること自体に大きな負担があるうえに、銀行実務に大きな影響を及ぼす可能性があるIFRS第9号等の改定に対応する必要があることとなる。したがって、その準備に係るコストや時間は極めて重い負担になると考える。

最も大きな影響のあるIFRS第9号を中心に、今回の意見募集の対象となっている会計基準を邦銀に適用した場合に多くの時間を要する影響と要因は以下のとおり。

(1)決算実務関連影響

- 子会社保有分を含めたグループ全体で、IFRS 第9号の「分類及び測定」にもとづく全金融商品の測定区分の見直し
- 基準の詳細は未定ながら、IFRS 第9号の「償却原価及び減損」は現行の日本基準とは異なることから、引当金を算出するためのデータ整備を含めたシステム対応等の準備
- IFRS 第9号の「ヘッジ会計」にもとづき、現行の日本基準では算定が求められていない非有効部分の算定ロジックの検討やヘッジ関係の構築、文書化等、ヘッジ会計適用に向けた準備
- IFRS 第9号の「分類及び測定」および「償却原価及び減損」は現時点では過年度遡及が求められており、そのためのシステム対応
- IFRS 第9号、および、それ以外の基準について、子会社を含めた連結ベースでの決算経理実務やシステム改定等抜本的な見直し
- 原則主義で、解釈指針が少ないIFRSでの、監査人との協議時間の増加に伴う決算対応要員・必要時間の増加

(2)業務・経営管理関連影響

- 顧客との契約書の見直し（コビナンツの見直し等）、商品設計の見直し
- 顧客の財務諸表がIFRSを適用することに伴うリスク管理手法の変更
- IFRS 第9号の「分類及び測定」および「償却原価及び減損」など財務会計の変更に伴う企業内収益管理・リスク管理等の経営管理の見直し

(3)その他の影響

- 企業内収益管理・リスク管理等の経営管理、事務フローやシステム、また商品設計など、様々な影響を与える可能性がある一方で、IFRSに精通した人材の不足による教育負担の増加
- ここ数年増加傾向にあるものの、監査法人においてもIFRSにもとづく監査実務に精通した人材は依然少なく、従来の日本基準対比での監査時間の増加
- 英語を母国語としない国の企業がIFRSを適用するためには、母国語に英語の文意を正確に読み取った基準の和訳や監査法人が提供する様々なガイダンスの和訳が必要であるが、その対応のための時間の確保

質問 2 : 第 18 項の表に含まれているプロジェクトのみに焦点を当てると、
(b) 新しい要求事項への準備と適応に当たって発生すると予想するコストの種類は何ですか。また、それらのコストの主要な発生要因は何ですか。コストの内訳項目の相対的な重要性はどのようなものですか。

(回答)

新しい要求事項への準備と適応に当たって発生するコストおよびその主な要因は以下のとおり。

- 人材開発費用
(発生要因：全社的な IFRS の教育（啓蒙）等)
- システム開発費用
(発生要因：「公正価値測定」に関連する開示（特にレベル別開示）対応、「ヘッジ会計」に関連して、仮想デリバティブ法を含めた非有効部分の算定ロジックの開発、「償却原価及び減損」の期待損失の算出に係る仕組み、「分類・測定」および「償却原価及び減損」の過年度遡及対応等)
- 監査関連費用
(発生要因：IFRS 監査が可能な人員不足や原則主義での協議時間長期化に伴う監査時間の増加等)
- コンサルティング関連費用
(発生要因：多大な負荷が発生するため、既存人員では対応できないこと、および社外のノウハウを利用する方が効率的であること等)
- 内部統制再構築関連費用
(発生要因：IFRS 導入に伴う決算プロセスの見直しによる文書化の抜本的な見直し等)
- 業務見直し関連費用
(発生要因：IFRS 導入に伴う商品設計等の見直しおよびそれに付随した顧客への対応等)

上記の中でも会計基準の変更に伴う既存会計システムの見直し等に関連したシステム開発費用の負担は極めて大きいと考えられる。邦銀が IFRS を導入する場合、IFRS ベースの財務諸表を 30 日（会社法監査目的）～45 日（決算発表目的）以内で作成する必要が生じる。現在でも期限直前に作成が完了する日本基準の財務諸表に基準差異に係るコンバージョン仕訳を投入する方式で IFRS 財務諸表を作成することは時間的に難しい。そのため、IFRS 財務諸表

の作成には、既存の日本基準とは別の枠組みでの決算作業を必要とする可能性が高く、既存の会計システム全体の変更等を含む抜本的なシステム改定を余儀なくされた場合、その負担は非常に大きくなると考えている。

質問3：これらの新IFRSにより生じる拡大された財務報告システムについて他の影響を予想していますか。例えば、新しい財務報告要求は他の規制上または税務上の報告要求と矛盾しますか。監査基準の変更の必要を生じさせますか。

(回答)

IFRSの適用方法と、適用国の制度次第では、影響が発生する。本邦の場合、現時点でIFRSの強制適用が検討されているのは金融商品取引法にもとづく有価証券報告書であるが、それ以外に、邦銀は、本邦の会社法、銀行法の双方にもとづく財務報告が義務づけられ、その他、税務決算、金融監督上の報告事項、バーゼル規制等の様々な制度・規制が要求されているが、そのそれぞれは財務報告と密接に関係しているので、様々な影響を生じさせる。

質問4：全ての新しい要求事項を対象とする広範な導入計画の文脈で考えた場合に、各プロジェクトについて提案されている移行方法に同意しますか。同意しない場合、どのような変更を提案しますか。その理由は何ですか。特に、変更案の利点とそれらが新しい報告要求に適応するためのコストに与える影響を説明してください。

(回答)

導入コスト等を踏まえると、過年度遡及を求めることに対して同意できない。新たなプロジェクトについては原則的として非遡及という取扱いにしたい。

(理由)

IFRSの導入対応を行うだけでも、企業にとって大きな負担となる状況下、さらに遡及適用を求められた場合には、IFRSへの移行負担を非常に大きなものとし、移行のタイミングを遅らせる結果となりかねない。

また、過年度遡及は、一般的に過去3年分の財務諸表を作成する必要があると認識しているが、基準の最終化から発効日までの期間が短い場合には、基準の最終化後、様々な導入影響を検討したうえで、過去3年分の財務諸表を作成することは容易ではない。

例えば、IFRS第9号の「分類及び測定」および「償却原価及び減損」を現時

点の2013年1月からの発効というスケジュールに沿って邦銀に適用する場合には2011年3月期の財務諸表まで遡る必要がある。既に2011年1月末であることを踏まえると、十分な準備期間がなく、対応は極めて難しい。

加えて、「分類及び測定」は、2013年4月1日に存在する件別のみを過年度遡及することが要求されており、データ整備手法等の対応が難しい。したがって、もし原則どおり、過年度遡及を要求する場合であっても、その遡及期間等を考慮したうえで適用時期を再考する必要があると考える。

なお、「ヘッジ会計」は非遡及とすることが提案されているが、償却原価区分と公正価値区分への分類を求める「分類及び測定」は過年度遡及が適用されることとなっている。「分類及び測定」は「ヘッジ会計」と密接な関係があり、「ヘッジ会計」との平仄の観点からも、「分類及び測定」も非遡及とすることが望ましいと考える。

(変更案の利点とコストに与える影響)

非遡及とした場合には、遡及する場合に比べ、実質的により長期の準備期間を確保することができ、システム開発等の移行に係る負担を軽減することが可能となる。

質問5：この意見募集の対象である基準の全てを対象とする全体的な導入計画について考える際に、

(a) 単一日アプローチと段階的アプローチのどちらが良いと思いますか。その理由は何ですか。良いと思うアプローチの利点と欠点は何ですか。良いと思うアプローチは、どのように導入コストの軽減または他の便益をもたらしますか。そうした便益の源泉（例えば、規模の経済性、混乱の最小化、シナジー効果など）を説明してください。

(b) 単一日アプローチにおいて、「はじめに」で示したプロジェクトが2011年6月までに完了すると仮定した場合、強制発効日はどのようにすべきでしょうか。また、それはなぜですか。

(回答)

(1) 単一日アプローチを採用した場合においては、同時に複数の基準改定に対応する必要があるため、前述の質問2(a),(b)で記載したとおり、システム開発・監査関連・業務見直し・人材育成等様々な負担が同時期に発生し、一時に過大な負担を企業に強いることとなる。

例えば、システム開発負担においては、システム開発を行う人材も限られていることに加え、IFRSは解釈指針が少ないために、詳細な要件定義作成に時

間を要すること等を踏まえると、一時に大量の対応を行うことは実務上困難である。このような困難さは、監査関連・業務見直し等においても同様に生じる可能性が高い。

(2)よって、単一日アプローチと比較すれば、段階的アプローチの方が、企業に受け入れられやすいと考える。しかしながら、段階的アプローチの採用に当たっては、業種別、あるいは、企業の置かれた状況により、会計基準の導入影響、各基準変更間の相関、または、従来基準から変更後基準への移行に係る負担も異なるため、段階的アプローチにおける最適で唯一のグルーピングを定義することは極めて難しい。

(3)かかる状況を踏まえると、双方の長所を合わせた修正単一日アプローチが望ましいと考える。具体的には、適用時期を、今回の意見書の対象となる会計基準の公表後 5 年程度経過後に設定することおよび早期適用を認めることを条件とした単一日アプローチ（修正単一日アプローチ）を採用すべきと考える。なお、企業間の比較可能性を担保するために、早期適用を 2 年程度に限定することが望ましいと考える。

このアプローチでは会計基準設定団体が、会計基準のグルーピングをする必要はなく、各社の実情にあったグルーピング・システム開発等が実施可能となる。また、十分な準備期間および早期適用を認めることで、対応済の基準から順次早期適用することが可能となり、段階的アプローチと同様の効果を得られることとなる。

(強制発効日)

強制発効日は、対象となる全ての IFRS の公表後 5 年程度経過後にすべきであると考え。その理由は以下のとおり。

(1)銀行業にとって財務諸表の太宗を占める金融商品に係る会計基準である IFRS 第 9 号の導入は、会計基準のほぼ全体を変更すると言っても過言ではない。また、会計基準全体の変更により、管理会計・リスク管理にも多大な影響を及ぼすと考えられる。会計基準全体の変更という観点からは、2005 年の EU の IAS の強制適用の事例が参考となる。EU においては、1999 年 5 月に欧州委員会が金融サービス・アクションプランにより、IAS の採用が提案され、2000 年 3 月の欧州首脳会議（リスボン）で合意された。また 2000 年 6 月には欧州委員会から 2005 年前に EU 域内すべての上場企業に IAS での報告を義務付けるとする発表が行われた。これらを考慮すると EU 域内の上場企業においても強制適用の実施時期である 2005 年まで 4 年以上の準備

期間があったと言えるⁱⁱⁱ。しかしながら、基準の継続的改定等が実施されたこと等からその準備期間でも十分な対応ができず、強制適用日時点では、企業によってはマニュアル対応を余儀なくされ、事後的に決算の効率化やエラー防止目的でシステム化等の対応を行ったと聞いている。この事例を踏まえると、少なくとも5年の準備期間が必要と考える。

(2)IFRSの適用を義務付けられる予定の企業の中には、英語を社内共通語としない会社も多数ある。そういった企業にとって、会計基準の翻訳・欧米とは商慣習の違う中での基準の解釈に相対的に時間がかかることを踏まえると、欧米企業のみを対象としてきた従来以上に十分な準備期間をとる必要があると考える。

質問6：IASBは、強制発効日の前に新IFRSの一部または全部を採用する選択肢を企業に与えるべきですか。賛成または反対の理由は何ですか。どのIFRSについてですか。早期適用についてどのような制約（もしあれば）を設けるべきですか（例えば、同時に適用すべき関連した要求事項はありますか）。

(回答)

早期適用を可能とすべきと考える。

(理由)

本邦においては、既にIFRSの連結財務諸表への任意適用が認められている。本邦でIFRSを早期適用する企業にとって、早期適用が認められない場合は、金融商品会計を例にすれば、一旦IAS第39号を適用したうえで、数年以内に再びIFRS第9号を適用しなければならないといった状況が生じることが想定される。その場合、財務諸表作成者にとっては、多大なシステム開発費用等が発生することに加え、財務諸表利用者にとっても、当該企業の財務諸表の時系列分析等を難しくする可能性がある。

また、システム開発等の会計基準改定に伴う負担の平準化の観点からも、会計基準改定への対応を、対応済の基準から順次行いたいというニーズがある。

上記を踏まえると、実務面での実行可能性と効率性の観点から、早期適用を認めるべきと考えるが、企業間の比較可能性を担保することから、早

ⁱⁱⁱ 日本経済新聞 朝刊、2010/12/25 「会計基準揺れる共通化（下）「動く標的」目標設定難しく——国際基準導入の企業も。」によると、「欧州でもIFRSの導入に3～4年の準備期間は必要だった」（KPMGベルリンのManfred Hannich氏）という意見もある。

期適用可能期間を2年程度に限定することが望ましいと考える。

質問7:IASBとFASBが両者の類似の基準について同じ発効日と移行方法を要求することに賛成ですか。賛成または反対の理由は何ですか。

(回答)

IASBとFASBは、両者の類似の基準について同じ発効日とすべきと考える。

(理由)

本邦の一部企業は、SEC登録企業として、米国基準を使用している。それらの企業の中には、米国において予定されているIFRSの強制適用を契機として、米国基準からIFRSへの移行を検討する企業もある。

認識の中止のように、今回の意見募集の対象となっている会計基準について、IFRSと米国基準で必ずしも差異が完全に解消されない可能性がある。これらの会計基準を、IFRSに先行して米国基準が適用した場合には、米国基準決算で先行適用し、その後に米国基準を修正するかたちでIFRSを適用することとなり、IFRSへの移行を予定している企業に対して、IFRS適用のために、二段階の準備を求めることとなり、二重の負担を強いることとなる。

上記を踏まえ、IASBとFASBは、両者の類似の基準について同じ発効日とすべきと考える。

質問8:IASBはIFRSの初度適用企業に対して異なる適用日および早期適用の要求事項を認めるべきでしょうか。賛成または反対の理由は何ですか。賛成の場合、採用についての異なる要求事項はどのようなものとすべきですか。また、それはなぜですか。

(回答)

初度適用企業に対して異なる適用日および早期適用を認めるべきと考える。

(理由)

本邦では、一部企業に対して、IFRSの連結財務諸表へ強制適用が予定されており、企業によっては、2015年あるいは2016年度にIFRSの採用を義務づけられる可能性がある。

その採用に当たって、今回の意見募集の対象となっている会計基準のみを採用する場合にも、前述の質問2(a)で記載したとおりの多大な影響が予想される中、その全ての会計基準を採用する場合には、影響の範囲は極めて大きくなる

ものと考える。

かかる状況を踏まえ、IFRS 導入に伴う過度の影響を一定程度低減するために、初度適用企業が新規および改訂版の IFRS の一部または全部の採用を一定期間遅らせることを認めるべきと考える。

その一方で、本邦では IFRS の連結財務諸表への任意適用が認められている。強制適用前に IFRS を任意適用する企業にとって、今回提案されている会計基準の全てまたは一部の早期適用が認められない場合には、質問6で記載したとおりの影響が推測される。

上記を踏まえると、初度適用企業が十分な準備期間を確保できる手当てをしたうえで、各社の事情に合わせて、早期適用を可能とする必要があると考える。

以 上